

愛知県にて1月21日(金)から3月6日(日)までの期間に営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者の皆さまへ

愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分) 「営業時間短縮要請枠」のお知らせ

対象エリア 愛知県内全域

対象期間 2022年1月21日(金)~3月6日(日)【計45日間】

※豊根村は2022年2月9日(水)~3月6日(日)【計26日間】、東栄町は2022年2月12日(土)~3月6日(日)【計23日間】となります。

対象事業者 営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む)

主な要件・支給額

ご自身の店舗が支給対象かどうかについては **2ページのチャート図** で確認してください。専用のWebサイト(申請サポートサイト)でも確認できます。

① あいスタ認証店

当初の要請期間(1/21~2/13)、延長後の要請期間(2/14~3/6)のそれぞれにおいて、下記【時短1】又は【時短2】のどちらかを選択し、協力することで、協力金の交付対象となります。なお、延長前、延長後の各期間内における選択は、変更できません。

② その他の店(「安全・安心宣言施設」への登録が必要)

従前より午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業する店舗が、午前5時から午後8時までの営業時間短縮(酒類の提供を行わない)に協力することで、協力金の交付対象となります。

「あいスタ」とは

安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する制度です(詳しくはP26)。

「安全・安心宣言施設」とは

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届出いただいた施設に対して、愛知県が独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」とするものです。

		① あいスタ認証店※1 (【時短1】【時短2】いずれか1つ選択)		② その他の店※1
主な要件	営業時間の短縮	【時短1】 午前5時~午後8時 かつ、従前より午前5時~午後8時の時間帯を越えて営業している	【時短2】 午前5時~午後9時 かつ、従前より午前5時~午後9時の時間帯を越えて営業している	午前5時~午後8時 かつ、従前より午前5時~午後8時の時間帯を越えて営業している
	酒類の提供※2	行わない	午前11時~午後8時	行わない
	その他の要件	あいスタ認証店の認証ステッカーを掲示		・県の「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターを掲示 ・業種別ガイドラインの遵守
交付額 (1店舗1日あたり)	中小企業※3	売上高に応じて 3万円~10万円	売上高に応じて 2.5万円~7.5万円	売上高に応じて 3万円~10万円
	大企業	売上高減少額の4割(最大20万円※4)		

※1 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ※2 「酒類の提供」には、酒類の持込を含む

※3 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万)とすることも可能

※4 【時短2】を選択した店舗(大企業)は、20万円又は参照月(2019年、2020年又は2021年の1~3月)の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

申請期間 2022年3月7日(月)~4月25日(月) (当日消印有効(郵送の場合))

申請サポートサイト 電子申請、Web上での申請書作成などが行えます。 <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0121>

コールセンター

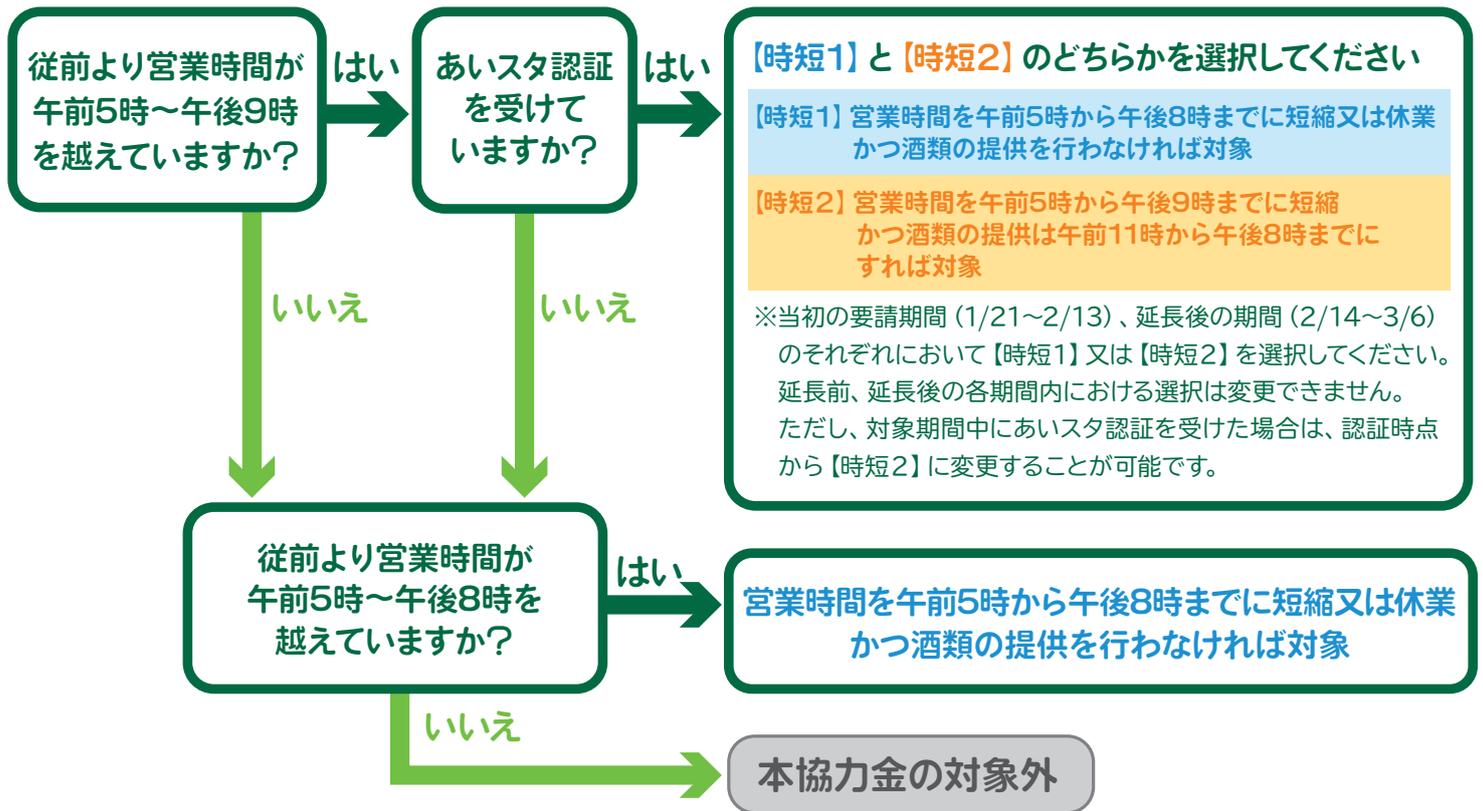
052-228-7310

午前9時~午後5時
(土日祝日を含む毎日)



本協力金（営業時間短縮要請枠）の対象となる店舗

飲食店営業許可又は
喫茶店営業許可が必要です。



※協力金の支給を受けるためには、「あいスタ」の認証又は「安全・安心宣言施設」の登録が必須となります。

◆以下に該当する店舗は、交付対象外となります。

- ・宅配専門店、テイクアウト専門店（店舗で購入した持ち帰り向けの飲食物を店内・店外で飲食する場合も含みます。）
- ・営業実態が確認できない（例：要請以前に閉業した店舗、今回の営業時間短縮要請以前から休業している店舗）、飲食の提供を目的に誘客を行っていることが客観的に判断できない等、協力金の交付が適切でないと認められる店舗

【協力金の審査・支給についての注意事項】

- ・申請内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが本協力金交付後に発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- ・申請期間終了後の申請は、一切受付できません。
- ・申請期間終了後は、申請した売上高が誤っていた等の理由により、支給額の増額を求めることはできません。
- ・審査は順次行います。個別に早期交付の要求に応じることはできません。同日に申請していても、申請内容等によって支給日が異なることがあります。

申請方法について

申請方法は以下の3種類があります。

① 電子申請

・申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

★メリット：パソコンやスマートフォンからオンラインで申請できます。
申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

② WEB申請書作成 /郵送申請

・申請サポートサイトで必要事項を入力し自動作成された申請書を印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

★メリット：申請フォーマットで、支給額の計算が簡単に行えます。
申請後の進捗状況が「マイページ」から確認できます。

郵送

③ 手書き/郵送申請

・当パンフレット(P7以降)の様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

郵送

提出書類を郵送する場合は、**簡易書留、レターパック**など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。※提出時には **必ず控えをとり保管**してください。

(提出した書類の控えは、交付を受けた時から5年間保存しなければなりません。)



電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算などが行えます。
<https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0121>

申請サポート窓口のご案内

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を設けています。

開設場所

県内に申請サポート窓口を設置します。(土日祝日を除く)

会場・日程については、申請サポートサイト又はコールセンターにてご確認ください。

予約方法

来場にはご予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前予約制としております(予約がない場合はご来場いただけません)。来場希望日の **2営業日前**までにコールセンターへお問い合わせください。

※ご予約時に代表者の氏名と生年月日をお伺いします。

コールセンター

052-228-7310 午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

その他補足説明

- ・窓口では申請書の作成をサポートいたします。作成いただいた申請書は、各事業者にて郵送申請をしていただきます。
- ・必ず、提出書類(P4(2019年1月2日以降に新規開店した店舗で、新規開店等特例の適用を希望する場合はP11)参照)一式をご持参ください。
- ・発熱等の症状がある場合は、来場をお控えください。
- ・マスクの着用・手指のアルコール消毒等にご協力ください。

提出書類一覧

提出書類一覧			チェックリスト
①	申請書	●交付申請書兼請求書【様式第1-17号】	<input type="checkbox"/>
		●交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-17号別紙】	<input type="checkbox"/>
		●店舗別申請額計算書【A~D】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です（複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください）。 ※各店舗の売上高により、使用する様式が異なります。P12のチャート図を確認し、A~Dの計算書のうち当てはまるものに記入し、提出してください。 ※2019年1月2日以降に営業開始した店舗で、新規開店等特例の適用を希望する店舗については、P10をご参照ください。	店舗ごと <input type="checkbox"/>
②	誓約書	●誓約書【様式第2-17号】 ※原則、代表者が自署してください。	<input type="checkbox"/>
③	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	●飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し ※交付対象日が営業許可期間に全て含まれる必要があります。 (要請期間の途中で更新した場合は、更新前・更新後のものを両方提出してください) ※やむを得ない事情により申請者と営業許可書(証)に記載された名義が異なる場合はコールセンターまでお問い合わせください。	店舗ごと <input type="checkbox"/>
④	営業活動を行っていることが分かる書類【店舗現況関係】	●店舗の内観・外観、メニュー表の写真(2022年1月以降に撮影したものに限り) ※写真には、以下のものが写っているものを提出してください。(複数枚提出いただいても構いません) ・内観: テーブル・椅子など店内もしくは屋外で飲食することがわかるもの (店舗で購入した持ち帰り向けの飲食物を飲食させるスペースのみは不可) ・外観: 店名看板など申請対象の店舗であることがわかるもの、店舗の入口 ・メニュー表: フード、ドリンク、システム料、物販等、販売状況がわかるもの	店舗ごと <input type="checkbox"/>
		●売上帳等の帳簿の写し 2021年11月~2022年1月(売上高減少方式を選択した場合は、2021年11月~2022年3月)における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの。P5を必ずご確認ください。	店舗ごと <input type="checkbox"/>
		●売上帳等の帳簿の写し 参照月(2019年1~3月、2020年1~3月又は2021年1~3月)における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの。P5を必ずご確認ください。	店舗ごと <input type="checkbox"/>
⑤	要請に応じたことが分かる書類	●営業時間短縮(休業を含む)を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真 ※営業時間短縮(休業を含む)を行ったこと、及びその期間が記載されているものを提出してください。	店舗ごと <input type="checkbox"/>
		●従前の営業時間が分かる書類(看板・貼紙・チラシ等の写真又はホームページの画面の写し)	店舗ごと <input type="checkbox"/>
		●酒類提供の取り止め又は提供時間の短縮を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真	店舗ごと <input type="checkbox"/>
		●あいスタ認証店の認証ステッカー又は「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターの掲示状況が分かる写真	店舗ごと <input type="checkbox"/>
⑥	営業活動及び総売上高が分かる書類	●確定申告書の写し(参照月を含む年のもの) 法人の場合 法人税申告書別表一 及び 法人事業概況説明書(表紙及び月別売上高) ※法人事業概況説明書のない場合は、会社事業概況書(総括表) ◆設立後、申告時期未到来であれば、確定申告書の写しの代替として「法人設立届」及び「開店月以降の全ての月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」を提出してください。 個人の場合 所得税確定申告書B、及び(青色申告の場合)青色申告決算書(表紙及び月別売上高) 又は (白色申告の場合)収支内訳書 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 ◆開業後、申告時期未到来であれば、確定申告書の写しの代替として「個人事業の開業届」及び「開店月以降の全ての月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」を提出してください。 ◆その他の事由により確定申告書が提出できない場合はコールセンターまでお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
		●代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑦	本人確認書類	●代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑧	振込先口座が分かる書類	●申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はコールセンターまでお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>

対象となる店舗が1店舗のみ場合は不要

前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

元から酒類の提供を行っていない場合は不要

前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

- 今回の協力金は、前回までの協力金で省略可能としていた書類も原則提出いただく必要がありますのでご注意ください。

【今回省略可能な書類】

(1) 過去に協力金の支給を受けたことのある方

※ただし、直近に行った協力金の申請の内容から変更があった場合は、再提出が必要です。

- ③ 飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
- ⑦ 本人確認書類（代表者の運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカード（表面）の写し）
- ⑧ 振込先口座が分かる書類（申請書に記入した口座の通帳の写し）

(2) 元から酒類の提供を行っていない店舗

- ⑤ 酒類提供の取り止め又は提供時間の短縮を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真

○ 売上帳等の帳簿の写しについて

- ・ 帳簿には、年月、税額を必ず記載してください。
- ・ 宅配やテイクアウト等の店外飲食の売上や、飲食事業以外に含まれる売上等がある場合は、内訳の金額を確認できるように、店内飲食売上と分けて記載した店舗ごと、日ごと、月末締め
の帳簿を提出してください。

本協力金の対象とならない売上の例

- ・ 店外飲食売上（宅配、テイクアウト等）
 - ・ まかない、自家消費
 - ・ 宿泊に伴う飲食売上
 - ・ 婚礼に伴う飲食売上
 - ・ 指名料
 - ・ 同伴料
 - ・ コンパニオン費用
 - ・ カラオケ代
- 等

- 売上高減少方式で申請する方は、2022年3月の売上高の確定後に申請してください。

なお、休業等により既に売上が確定し、3月中に売上高減少方式による申請を行う場合は、申請日から3月31日までの間に飲食事業（宅配、テイクアウトを除く）の売上が発生しないことを証明する書類を追加で提出してください（3月31日まで休業することを知らせるホームページ画面の写し、3月31日まで宅配、テイクアウトのみで営業することを知らせる貼紙の写真など）。

※原則、太枠の内容はすべて記入してください。

令和 4年 3月 7日

愛知県知事 殿

【記入例】

申請日の日付を記入してください。

愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分) 営業時間短縮要請件交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請者情報

フリガナ	カブシキガイシャ〇〇	法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ	
屋号 (法人の場合) 法人名	株式会社〇〇	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 4	
フリガナ(氏名のみ)	アイチ タロウ	資本金の額 法人のみ	1,000 万円
代表者役職・氏名	代表取締役 愛知 太郎	従業員数 法人のみ	100 人
生年月日	明治・大正・昭和・平成 〇年 〇月 〇日生		
(個人の場合) 自宅住所 (法人の場合) 本店住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇	連絡先電話番号(〇52) ●●●-●●●●	
郵便物の送付先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡崎市明大寺町●●丁目●●番地	※上記と同じであれば記入不要です 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。	

法人全体(施設のみではない)の常時雇用している従業員数(役員、パート、アルバイトを除く)を記入してください。

通帳見開きページの記載に合わせて申請者と同一名義の口座を記入してください。(法人の場合は法人名義の口座を記入してください)

2 振込先口座

金融機関コード・名称	1 2 3 4 〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称	1 2 3 〇〇	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
口座名義	株式会社〇〇 代表取締役 愛知 太郎		フリガナ	カ) 〇〇	

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

営業許可書(証)に記載された許可番号・有効期限(終期)を記入してください。
(要請期間の途中で更新した場合は、更新後の許可番号・有効期限(終期)を記入してください。また、申請にあたっては、更新前・更新後の両方の許可書(証)を提出してください)

1,317,000 円

申請した金額を記入してください。

3 店舗(申請)に関する情報

施設名称(店舗名)	居酒屋〇〇 岡崎店	「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください。	「あいスタ」認証後に提供されるステッカーにある認証番号を記入してください。 ※「あいスタ」申請時に配布される申請IDとは異なりますのでご注意ください。
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岡崎市明大寺町〇〇丁目〇〇号		
あいスタ非認証店(その他の店)は、[時短1]に記入してください。	27×××第〇-〇〇〇号	営業許可の有効期限(終期)	平成 令和34年 11月 20日
受理番号	1 2 3 4 5 6 7	あいスタ認証通知番号	AA- 1 2 3 4 5 6
要請に応じた日数 [時短1](※1)	24 日	あいスタ認証日	令和 3年 10月 1日
[時短2](※2)	21 日	[時短1][時短2]変更日(※3)	令和 4年 2月 14日
P14~19の「店舗別申請額計算書」に記載した参照月の各売上高と、売上高減少方式で申請する場合は2022年1~3月売上高を記入してください。	2019年 2020年 2021年 (いずれか1つを○で囲んでください。)		
	1月売上高 2,500,000 円(税抜)	2月売上高 2,000,000 円(税抜)	3月売上高 2,800,000 円(税抜)
	2022年1月売上高 ※大企業は必須	2022年2月売上高 ※大企業は必須	2022年3月売上高 ※大企業は必須
	円(税抜)	円(税抜)	円(税抜)
申請金額	1,317,000 円	事務局使用欄	
特例利用者記入欄	<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)		

あいスタ非認証店(その他の店)は、[時短1]に記入してください。

「安全・安心宣言施設」届出後に提供されるPRポスターにある受理番号を記入してください。

「あいスタ」認証後に提供されるステッカーにある認証番号を記入してください。
※「あいスタ」申請時に配布される申請IDとは異なりますのでご注意ください。

P14~19の「店舗別申請額計算書」に記載した参照月の各売上高と、売上高減少方式で申請する場合は2022年1~3月売上高を記入してください。

(※1) [時短1]：営業時間(午前5時から午後9時までに短縮かつ酒類の提供を取り止め)

(2施設目以降は、別紙に記入してください。)

(※2) [時短2]：店舗ごとにP14~23の「店舗別申請額計算書」により算出した申請金額を記入してください。

(※3) 要請した店舗は12月14日(日)まで、要請期間中に取得した店舗は取得時点で、変更が可能な日から[時短2]に変更し、さらに2/14時点で[時短1]に戻した場合は、2回目の変更を2施設

要請期間中に変更をしなかった場合は未記入にしてください。

愛知県知事 殿

愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分) 営業時間短縮要請枠交付申請書兼請求書

愛知県感染防止対策協力金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

1 申請者情報

記

フリガナ				法人番号(国税庁指定の13桁の番号) 法人のみ	
屋号 (法人の場合) 法人名					
フリガナ(氏名のみ)				資本金の額 法人のみ	万円
代表者役職・氏名				従業員数 法人のみ	人
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日生	
(個人の場合) 自宅住所 (法人の場合) 本店所在地	〒 _____ 連絡先電話番号()				
郵便物の送付先	〒 _____ ※上記と同じであれば記入不要です。				

2 振込先口座

金融機関コード ・名称	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	支店コード・名称	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)を記入してください。

3 申請(請求)する合計金額

申請(請求)金額	円
----------	---

※対象施設(店舗)内訳の申請金額欄を合計した金額を記入してください。

4 営業時間短縮等の要請に応じた施設(店舗)

対象施設(店舗)内訳(1施設目) 「あいスタ」の認証を受け、「安全・安心宣言施設」を登録している場合は、両方の番号を記入してください。

(1施設目)	施設名称(店舗名)					
	所在地	〒 _____				
	営業許可書(証)の番号		営業許可の有効期限(終期)	平成・令和	年	月 日
	安全・安心宣言施設 受理番号		あいスタ認証通知番号	AA-		
	要請に応じた 日数	【時短1】(※1)	日	あいスタ認証日	令和	年 月 日
		【時短2】(※2)	日	【時短1】【時短2】変更日(※3)	令和 4	年 月 日
	1~3月売上高	参照月 売上高	2019年	2020年	2021年	(いずれか1つを○で囲んでください。)
			1月売上高	2月売上高	3月売上高	
		直近(2022) 売上高	2022年1月売上高 ※大企業は必須	2022年2月売上高 ※大企業は必須	2022年3月売上高 ※大企業は必須	
	申請金額		円	事務局使用欄		
特例利用者記入欄	<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)					

(※1) 【時短1】: 営業時間を午前5時から午後8時までに短縮かつ酒類の提供を取り止め (2施設目以降は、別紙に記入してください。)

あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。

(※2) 【時短2】: 営業時間を午前5時から午後9時までに短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで) あいスタ認証店のみ選択可能

(※3) 要請期間以前(2022年1月20日以前)にあいスタを取得した店舗は「2月14日」、要請期間中に取得した店舗は取得時点で、変更が可能

1/21-2/13にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時点から【時短2】に変更し、さらに2/14時点で【時短1】に戻した場合は、2回目の変更を2施設目として記入してください。

対象施設(店舗)内訳 (2施設目以降)

安全・安心宣言施設の番号が、複数施設で同じ番号の場合、2施設目以降の記入は不要です。
あいスタ認証番号は店舗ごとに取得する必要があるため、店舗ごと記入してください。

施設目	施設名称 (店舗名)															
	所在地		〒													
	営業許可書(証)の番号		営業許可の有効期限(終期)			平成		令和		年		月		日		
	安全・安心宣言施設 受理番号		あいスタ認証通知番号			AA-										
	要請に 応じた 日数	【時短1】(※1)	日			あいスタ認証日		令和		年		月		日		
		【時短2】(※2)	日			【時短1】【時短2】変更日(※3)		令和		4		年		月		日
	1~3月売上高	参照月 売上高	2019年		2020年		2021年		(いずれか1つを○で囲んでください。)							
			1月売上高		2月売上高		3月売上高									
		直近(2022) 売上高	2022年1月売上高 ※大企業は必須		2022年2月売上高 ※大企業は必須		2022年3月売上高 ※大企業は必須									
	申請金額		円													
特例利用者記入欄		<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)														
施設目	施設名称 (店舗名)															
	所在地		〒													
	営業許可書(証)の番号		営業許可の有効期限(終期)			平成		令和		年		月		日		
	安全・安心宣言施設 受理番号		あいスタ認証通知番号			AA-										
	要請に 応じた 日数	【時短1】(※1)	日			あいスタ認証日		令和		年		月		日		
		【時短2】(※2)	日			【時短1】【時短2】変更日(※3)		令和		4		年		月		日
	1~3月売上高	参照月 売上高	2019年		2020年		2021年		(いずれか1つを○で囲んでください。)							
			1月売上高		2月売上高		3月売上高									
		直近(2022) 売上高	2022年1月売上高 ※大企業は必須		2022年2月売上高 ※大企業は必須		2022年3月売上高 ※大企業は必須									
	申請金額		円													
特例利用者記入欄		<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)														
施設目	施設名称 (店舗名)															
	所在地		〒													
	営業許可書(証)の番号		営業許可の有効期限(終期)			平成		令和		年		月		日		
	安全・安心宣言施設 受理番号		あいスタ認証通知番号			AA-										
	要請に 応じた 日数	【時短1】(※1)	日			あいスタ認証日		令和		年		月		日		
		【時短2】(※2)	日			【時短1】【時短2】変更日(※3)		令和		4		年		月		日
	1~3月売上高	参照月 売上高	2019年		2020年		2021年		(いずれか1つを○で囲んでください。)							
			1月売上高		2月売上高		3月売上高									
		直近(2022) 売上高	2022年1月売上高 ※大企業は必須		2022年2月売上高 ※大企業は必須		2022年3月売上高 ※大企業は必須									
	申請金額		円													
特例利用者記入欄		<input type="checkbox"/> 新規開店日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 罹災(罹災証明書等の提出が必要)														

(※1) 【時短1】: 営業時間を午前5時から午後8時までに短縮かつ酒類の提供を取り止め (5施設目以降は、このページをコピーし、記入してください。)
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。

(※2) 【時短2】: 営業時間を午前5時から午後9時までに短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで) あいスタ認証店のみ選択可能

(※3) 要請期間以前(2022年1月20日以前)にあいスタを取得した店舗は「2月14日」、要請期間中に取得した店舗は取得時点で、変更が可能
1/21-2/13にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時点から【時短2】に変更し、さらに2/14時点で【時短1】に戻した場合は、2回目の変更を2施設目として
記入してください。

愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分) 営業時間短縮要請枠の申請に関する誓約書

私は、愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分)営業時間短縮要請枠(以下「協力金」という)の申請にあたり、以下のことを誓約します。

誓約内容
申請書の内容に虚偽や不正はありません。なお、申請書の内容に虚偽や不正があった場合等、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合は、協力金を返還するとともに、加算金の支払いに応じます。
本協力金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
協力金の交付を申請した施設において、業種別ガイドラインを遵守し、「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証又は「安全・安心宣言施設」の登録を受けた上で、ステッカー等の掲示を行うとともに、適切な感染防止に努めました。
2022年1月21日から3月6日までの期間において、営業時間短縮要請枠の対象施設を有しており、感染防止対策のため、以下のとおり協力金の交付を申請した施設(店舗)の営業時間短縮等を実施しました。 ●ニューあいちスタンダード(あいスタ)認証店 【時短1】 ・従前より午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮 ・酒類の提供を行わない 【時短2】 ・従前より午前5時から午後9時までの時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後9時までに短縮 ・酒類の提供を午前11時から午後8時までに短縮 ●その他の店 ・従前より午前5時から午後8時までの時間帯を越えて営業を行う飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮 ・酒類の提供を行わない
2020年~2021年に実施した愛知県感染防止対策協力金(12/18~1/11実施分、1/12~2/7実施分、2/8~3/21実施分、3/22~4/19実施分、4/20~5/31実施分、6/1~6/20実施分、6/21~7/11実施分、7/12~8/7実施分、8/8~8/26実施分、8/27~9/30実施分、10/1~10/17実施分)の申請に際して提出した書類を、当申請の審査において利用することに同意します。また、書類の再提出を求められた際には、速やかに提出に応じます。
愛知県知事が必要と認めた場合には、納税者情報・納付状況等を確認し、申請内容に虚偽や不正が無いかを確認することに同意します。
愛知県が実施する営業時間短縮要請等の遵守状況を確認する見回り活動が実施される場合には、これに応じます。また、見回りの結果、命令等が行われた場合は、それに従い、必要に応じて協力金を返還し、加算金の支払いに応じます。
交付申請日時点で倒産・廃業していません。
代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が愛知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員(以下「暴力団等」という。)に該当せず、将来にわたっても該当しません。また、暴力団等が経営に事実上参画していません。
申請書の内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否か確認するため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
申請内容の証拠書類を保存するとともに、愛知県から申請の内容について検査・報告・証拠書類の提出の求めがあった場合にはこれに応じます。
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への補助金、支援金等の交付事務に関して、本協力金の申請内容を、国や市町村へ提供することに同意します。

自宅住所(法人の場合は本店所在地)

令和 年 月 日

屋号(法人の場合は法人名)

代表者役職・氏名

新規開店等の特例について

※下記①～④に該当する場合は「手書き／郵送申請」で申請してください。

① 2019年1月2日～2020年12月31日に開店した店舗において、2020年1～3月及び2021年1～3月の売上高が休業または営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している場合

例外として、開店日から2020年12月31日までの売上高から算出することができます。算出に使用する計算書はP13を参照してください。

② 2021年1月1日～2021年12月31日に開店した店舗

開店日から2021年12月31日までの売上高から算出することができます。算出に使用する計算書はP13を参照してください。
なお、中小企業者等だけでなく大企業も、売上高方式か、売上高減少方式のどちらかを選択可能です。

③ 2022年1月1日以降に開店した店舗

2019年、2020年及び2021年の売上がないことから、中小企業者等、大企業ともに、売上高方式の下限額で計算してください。

【売上高方式の下限額】

【時短1】：営業時間を午前5時から午後8時までに短縮
(あいスタ非認 かつ酒類の提供を禁止した場合
証店を含む)

1店舗1日当たり**3万円**

申請金額は(3万円×要請に応じた日数)となります。

【時短2】：営業時間を午前5時から午後9時までに短縮した場合
(酒類の提供は、午前11時から午後8時まで)

1店舗1日当たり**2.5万円**

申請金額は(2.5万円×要請に応じた日数)となります。

④ 罹災特例

地震、風水害、火災等の災害の影響により、2019年、2020年及び2021年1～3月の売上高が通常期の売上高と乖離している場合は、2018年1～3月の売上高により算出することができます。(申請時に罹災証明書等の提出が必要です。)

新規開店等特例

※P5の注意事項を必ずご確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
①	申請書	● 交付申請書兼請求書【様式第1-17号】 <input type="checkbox"/>
		● 交付申請書兼請求書 別紙【様式第1-17号 別紙】 <input type="checkbox"/>
		● 店舗別申請額計算書【E~H】 ※対象となる店舗1か所につき1枚の提出が必要です。 (複数店舗申請する場合は、コピーして使用してください) ※開店時期により、使用する様式が異なります。P13のチャート図を確認し、E~Hの計算書のうち当てはまるものに記入し、提出してください。 <input type="checkbox"/>
②	誓約書	● 誓約書【様式第2-17号】 ※原則、代表者が自署してください。 <input type="checkbox"/>
③	営業活動を行っていることが分かる書類【営業許可関係】	● 飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し ※交付対象日が営業許可期間に全て含まれる必要があります。 (要請期間の途中で更新した場合は、更新前・更新後のものを両方提出してください) ※やむを得ない事情により申請者と営業許可書(証)に記載された名義が異なる場合はコールセンターまでお問合せください。 <input type="checkbox"/>
④	営業活動を行っていることが分かる書類【店舗現況関係】	● 店舗の内観・外観、メニュー表の写真(2022年1月以降に撮影したものに限り) ※写真には、以下のものが写っているものを提出してください(複数枚提出いただいて構いません)。 ・内観: テーブル・椅子など店内もしくは屋外で飲食することがわかるもの (店舗で購入した持ち帰り向けの飲食物を飲食させるスペースのみは不可) ・外観: 店名看板など申請対象の店舗であることがわかるもの、店舗の入口 ・メニュー表: フード、ドリンク、システム料、物販等販売状況がわかるもの <input type="checkbox"/>
		● 売上帳等の帳簿の写し(P5を必ずご確認ください。) 1 2019年1月2日~2020年12月31日に開店した店舗において、2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高が休業又は営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している場合 ・開店月~2020年12月の全ての月における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの ・2021年11月~2022年1月における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの 2 2021年1月1日~2021年12月31日に開店した店舗 ・開店月~2022年3月の全ての月における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの 3 2022年1月1日以降に開店した店舗 ・開店月以降の全ての月における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの <input type="checkbox"/>
⑤	要請に応じたことが分かる書類	● 営業時間短縮(休業を含む)を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真 ※営業時間短縮(休業を含む)を行ったこと、及びその期間が記載されているものを提出してください。 <input type="checkbox"/>
		● 従前の営業時間が分かる書類(看板・貼紙・チラシ等の写真又はホームページの画面の写し) <input type="checkbox"/>
		● 酒類の提供の取り止め又は提供時間の短縮を知らせるホームページの画面の写し、又は貼紙やチラシの写真 <input type="checkbox"/>
		● あいスタ認証店の認証ステッカー又は「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターの掲示状況が分かる写真 <input type="checkbox"/>
⑥	営業活動及び総売上高が分かる書類	● 確定申告書の写し 1 2019年1月2日~2020年12月31日に開店した店舗において、2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高が休業又は営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している場合 ……2020年分 法人の場合 法人税申告書別表一及び法人事業概況説明書(表紙及び月別売上高) 個人の場合 所得税確定申告書B及び[青色申告の場合]青色申告決算書(表紙及び月別売上高)又は[白色申告の場合]収支内訳書 2 2021年1月1日~2021年12月31日に開店した店舗 ……2021年分(申告済の場合) 法人の場合 法人税申告書別表一及び法人事業概況説明書(表紙及び月別売上高) 個人の場合 所得税確定申告書B及び[青色申告の場合]青色申告決算書(表紙及び月別売上高)又は[白色申告の場合]収支内訳書 ※申告時期未到来であれば、確定申告書の写しの代替として「個人事業の開業届又は法人設立届」及び「開店月以降の全ての月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」を提出してください。 3 2022年1月1日以降に開店した店舗 ……申告時期未到来のため、確定申告書の写しの代替として「個人事業の開業届又は法人設立届」及び「開店月以降の全ての月末締め経理帳簿(現金出納帳、売上帳簿等)」を提出してください。 <input type="checkbox"/>
		● 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 <input type="checkbox"/>
		● 申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はコールセンターまでお問合せください。 <input type="checkbox"/>
⑦	本人確認書類	● 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し ※その他公的機関が発行した証明書等(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)の写しも可。 ※個人番号が記載されている場合は、黒く塗りつぶすなどしてから提出してください。 <input type="checkbox"/>
⑧	振込先口座が分かる書類	● 申請書に記入した口座の通帳の写し ※開いて1ページ目の「金融機関名・支店名」「口座名義(フリガナ)」「口座種別」「口座番号」が確認できる部分。インターネットバンキングの場合は上記内容が確認できる画面の写し。 ※やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はコールセンターまでお問合せください。 <input type="checkbox"/>

対象となる店舗が1店舗のみの場合は不要

2022年1月1日以降に開店した店舗は不要

前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

元から酒類の提供を行っていない場合は不要

前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

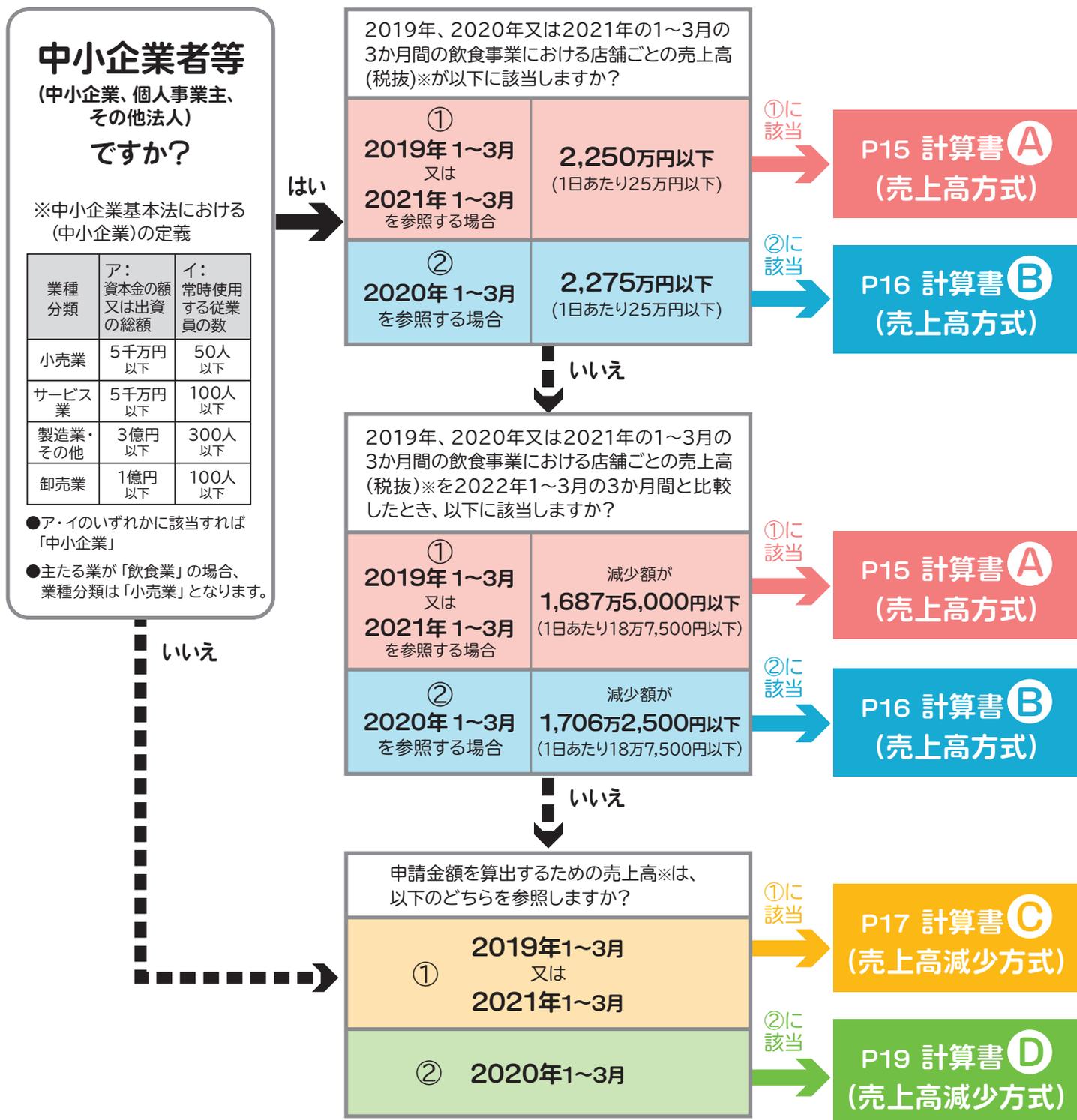
前回までの協力金で提出済かつ変更がない場合は不要

店舗別申請額計算書(A)～(D)

2019年～2021年のいずれの年の1～3月を参照するかによって、使用する計算書が異なります※のでご注意ください。

※参照月の日数が2020年と2019年・2021年で異なるため。

【2020年1～3月：91日(31日+29日+31日)、2019年1～3月及び2021年1～3月：90日(31日+28日+31日)】



※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。(詳細はP5を参照してください。)

店舗別申請額計算書⑤～⑧

新規開店等特例店舗用

以下に該当する店舗は、新規開店等特例を適用することが可能です。



記入例 2019年1~3月又は2021年1月~3月を参照する店舗用

手順1:

2019年1~3月又は2021年1~3月の売上高(含まれる飲食売上等を除く)における売上高

参照月の各売上高(税抜)を記入してください。
※同じ年の1~3月の売上高を記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記載し、「1.1」で割り(2019年1~3月を参照する場合は「1.08」で割り)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年又は2021年1月売上高 2,500,000 円(税抜)	+	2019年又は2021年2月売上高 2,000,000 円(税抜)	+	2019年又は2021年3月売上高 2,800,000 円(税抜)
---	---	---	---	---

= **ア**

2019年又は2021年1~3月(3か月間)売上高 7,300,000 円(税抜)

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

手順2:

支給額を計算しましょう

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 【時短1】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が675万円以下の店舗
協力金の1日あたりの支給単価は、30,000円です。

30,000円 × 時短協力日数①

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が750万円以下の店舗
協力金の1日あたりの支給単価は、25,000円です。

25,000円 × 時短協力日数② **21** 日

= **★2** **525,000** 円

上記「ア」の金額により、いずれかに進んでください。

「ア」の金額が675万円超の店舗

「ア」の金額 ÷ 90日 × 0.4

= **32,444** 円

1,000円未満切上 ※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価 **33,000** 円

「イ」の金額 × 時短協力日数① **24** 日

= **★1** **792,000** 円

「ア」の金額が750万円超の店舗

計算式に基づき協力金1日あたりの支給単価を算出します。算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を計算してください。
上限額(【時短1】は10万円、【時短2】は7.5万円)を超える場合は、上限額を記入してください。

75,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価

「イ」の金額 × 時短協力日数②

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 **792,000** 円 + **★2** **525,000** 円 = **★3** **1,317,000** 円

2019年1~3月又は2021年1月~3月を参照する店舗用

手順1: 2019年1~3月又は2021年1~3月の飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)を「ア」に記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年1~3月を参照する場合は「1.08」で割り)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2019年又は2021年1月売上高 円(税抜)	+	2019年又は2021年2月売上高 円(税抜)	+	2019年又は2021年3月売上高 円(税抜)
= ア 2019年又は2021年1~3月(3か月間)売上高 円(税抜)				

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
- 2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
- あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が675万円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、30,000円です。

30,000円 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

「ア」の金額が675万円超の店舗

「ア」の金額 ÷ 90日 × 0.4

= 円

1,000円未満切上 ※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価
円

「イ」の金額 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が750万円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、25,000円です。

25,000円 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

「ア」の金額が750万円超の店舗

「ア」の金額 ÷ 90日 × 0.3

= 円

1,000円未満切上 ※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価
円

「イ」の金額 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + **★2** 円 = **★3** 円

2020年1月~3月を参照する店舗用

手順1: 2020年1~3月の飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)を「ア」に記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

2020年1月売上高 円(税抜)	+	2020年2月売上高 円(税抜)	+	2020年3月売上高 円(税抜)
= ア 2020年1~3月(3か月間) 売上高 円(税抜)				

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やプライダルフード等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が682万5,000円以下の店舗
協力金の1日あたりの支給単価は、30,000円です。

30,000円 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

「ア」の金額が682万5,000円超の店舗

「ア」の金額 ÷ 91日 × 0.4

= [] 円

↓ 1,000円未満切上 ※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価 円

「イ」の金額 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が758万3,333円以下の店舗
協力金の1日あたりの支給単価は、25,000円です。

25,000円 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

「ア」の金額が758万3,333円超の店舗

「ア」の金額 ÷ 91日 × 0.3

= [] 円

↓ 1,000円未満切上 ※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)

イ 1日あたりの支給単価 円

「イ」の金額 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + **★2** 円 = **★3** 円

2019年1~3月又は2021年1~3月を参照する店舗用

手順1: 2019年1~3月又は2021年1~3月と2022年1~3月の飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)を「ア」と「イ」に記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り(2019年1~3月を参照する場合は「1.08」で割り)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

2019年又は2021年のどちらを参照しますか。 いずれか1つを○で囲んでください。			2019年	・	2021年
1月売上高 円(税抜)	+	2月売上高 円(税抜)	+	3月売上高 円(税抜)	= ア 1~3月(3か月間)売上高 円(税抜)
2022年1月売上高 円(税抜)	+	2022年2月売上高 円(税抜)	+	2022年3月売上高 円(税抜)	= イ 2022年1~3月(3か月間)売上高 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 90日 × 0.4

= 円

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ 1日あたりの支給単価
 円

「ウ」の金額 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 90日 × 0.4

= 円

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ 1日あたりの支給単価
 円

「ア」の金額 ÷ 90日 × 0.3

= **エ** 1日あたりの支給単価上限額
※1,000円未満切上
 円

「ウ」と「エ」のうち
いずれか低い方の金額 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + **★2** 円 = **★3** 円

記入例

2020年1月~3月を参照する店舗用

手順1: 2020年1~3月と2022年1~3月の飲食売上等を除く)における売上高(税抜)を記入してください。含まれる
※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜売上高を
「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。 ※同じ年の1~3月の売上高を記入してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

2020年1月売上高 10,000,000 円(税抜)	+	2020年2月売上高 8,500,000 円(税抜)	+	2020年3月売上高 7,000,000 円(税抜)	=	ア 2020年1~3月(3か月間)売上高 25,500,000 円(税抜)
2022年1月売上高 4,000,000 円(税抜)	+	2022年2月売上高 2,500,000 円(税抜)	+	2022年3月売上高 1,500,000 円(税抜)	=	イ 2022年1~3月(3か月間)売上高 8,000,000 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店かつ前月の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 91日 × 0.4
= **76,923** 円

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ 1日あたりの支給単価
77,000 円

「ウ」の金額 × 時短協力日数① **24** 日
= **★1 1,848,000** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 91日 × 0.4
= **76,923** 円

1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ 1日あたりの支給単価
77,000 円

「ア」の金額 ÷ 91日 × 0.3
= **エ** 1日あたりの支給単価上限額
85,000 円 ※1,000円未満切上

「ウ」と「エ」のうちいずれか低い方の金額 × 時短協力日数② **21** 日
= **★2 1,617,000** 円

計算式に基づき協力金1日あたりの支給単価を算出します。算出された金額の1,000円未満は切上し、支給単価を計算してください。
※20万円を超える場合は、200,000円(上限額)を記入してください。

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 1,848,000 円 + **★2 1,617,000** 円 = **★3 3,465,000** 円



2020年1月~3月を参照する店舗用

手順1: 2020年1~3月と2022年1~3月の飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)を「ア」と「イ」に記入してください。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

2020年1月売上高 円(税抜)	+	2020年2月売上高 円(税抜)	+	2020年3月売上高 円(税抜)	=	ア	2020年1~3月(3か月間)売上高 円(税抜)
2022年1月売上高 円(税抜)	+	2022年2月売上高 円(税抜)	+	2022年3月売上高 円(税抜)	=	イ	2022年1~3月(3か月間)売上高 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 91日 × 0.4

= 円

↓
1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ	1日あたりの支給単価
	<input style="width: 80%;" type="text"/> 円

「ウ」の金額 × 時短協力日数① 日

= ★1 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 ÷ 91日 × 0.4

= 円

↓
1,000円未満切上 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

ウ	1日あたりの支給単価
	<input style="width: 80%;" type="text"/> 円

「ア」の金額 ÷ 91日 × 0.3

=

エ	1日あたりの支給単価上限額
	<input style="width: 80%;" type="text"/> 円 <small>※1,000円未満切上</small>

「ウ」と「エ」のうち
いずれか低い方の金額 × 時短協力日数② 日

= ★2 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + ★2 円 = ★3 円



施設目	店舗名
-----	-----

2019年1月2日~2020年12月31日までに開店した店舗において、2020年1~3月及び2021年1~3月の売上が休業または営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している店舗用

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (1/21~3/6実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高の参照が困難な理由】

記載例: 対象店舗「■■■■」は、2020年2月1日に開店しており、2020年1~3月の売上高が参照できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年1月1日から3月31日まで休業したため、2021年1~3月の売上高は、通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の 開店日	年 月 日
--------------	-------

(作成日) 令和 年 月 日

(申請書に記載の代表者の氏名)

手順1:

参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2020年12月31日までの定休日を含む日数です。
※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	----------	---------------------------------------

手順2:

協力金1日あたりの支給単価を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が7万5,000円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、

イ	30,000円	です。
---	---------	-----

「ア」の金額が7万5,000円超の店舗

「ア」の金額 × 0.4 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円

※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

手順3: 支給額を計算しましょう。

「イ」又は「ウ」の金額 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が8万3,333円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、

イ	25,000円	です。
---	---------	-----

「ア」の金額が8万3,333円超の店舗

「ア」の金額 × 0.3 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円

※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)

手順3: 支給額を計算しましょう。

「イ」又は「ウ」の金額 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1	円	+	★2	円	=	★3	円
----	---	---	----	---	---	----	---



施設目	店舗名
-----	-----

2019年1月2日~2020年12月31日までに開店した店舗において、2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高が休業または営業時間短縮等の実施により、通常期の売上高と乖離している店舗用

○特例措置を希望する理由

愛知県感染防止対策協力金 (1/21~3/6実施分) の交付申請にあたり、以下の理由により2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高の参照が困難なため、特例措置の適用を希望します。また、記載事項について虚偽はありません。

【2020年1~3月及び2021年1~3月の売上高の参照が困難な理由】

記載例：対象店舗「■■■■」は、2020年2月1日に開店しており、2020年1~3月の売上高が参照できない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2021年1月1日から3月31日まで休業したため、2021年1~3月の売上高は、通常期の売上高と乖離している。

申請店舗の開店日	年 月 日	(作成日) 令和 年 月 日
		(申請書に記載の代表者の氏名)

手順1: 参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2020年12月31日までの定休日を含む日数です。
 ※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
2022年1月の売上高 円(税抜)	+	2022年2月の売上高 円(税抜)	+	2022年3月の売上高 円(税抜)	÷90日
					イ
※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。					2022年1~3月(3か月間)の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)

手順2: 協力金1日あたりの支給単価を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
 2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
 あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円
 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

手順3: 支給額を計算しましょう。

「ウ」の金額 × 時短協力日数① = 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円
 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

手順3: 協力金1日あたりの支給単価の上限額を計算しましょう。

「ア」の金額 × 0.3 = **エ** 円
 ※1,000円未満切上

手順4: 支給額を計算しましょう。

「ウ」または「エ」のうちいずれか低い方の金額 × 時短協力日数② = 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + ★2 円 = ★3 円



施設目	店舗名
-----	-----

2021年1月1日~2021年12月31日に開店した店舗用

申請店舗の 開店日	年 月 日
--------------	-------

手順1: 参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2021年12月31日までの定休日を含む日数です。
 ※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上げ高を算出してください。

※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やプライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア 参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
-------------------	---	--------------	---	---

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮
かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」の金額が7万5,000円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、30,000円です。

30,000円 × 日

= **★1** 円

「ア」の金額が7万5,000円超の店舗

「ア」の金額 × 0.4

= 円

※10万円を超える場合は、100,000円(上限)

イ	1日あたりの支給単価 円
----------	-----------------

「イ」の金額 × 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類
の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」の金額が8万3,333円以下の店舗

協力金の1日あたりの支給単価は、25,000円です。

25,000円 × 日

= **★2** 円

「ア」の金額が8万3,333円超の店舗

「ア」の金額 × 0.3

= 円

※7万5千円を超える場合は、75,000円(上限)

イ	1日あたりの支給単価 円
----------	-----------------

「イ」の金額 × 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1	円	+	★2	円	=	★3	円
-----------	---	---	-----------	---	---	-----------	---



施設目	店舗名
-----	-----

2021年1月1日~2021年12月31日に開店した店舗用

申請店舗の 開店日	年	月	日
--------------	---	---	---

手順1: 参照期間の1日あたりの飲食事業(宅配、テイクアウト、飲食事業以外に含まれる飲食売上等を除く)における売上高(税抜)はいくらですか? 参照期間の日数は、開店日~2021年12月31日までの定休日を含む日数です。
 ※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数 日	=	ア	参照期間の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)
2022年1月の売上高 円(税抜)	+	2022年2月の売上高 円(税抜)	+	2022年3月の売上高 円(税抜)	÷90日
※宅配売上、テイクアウト売上、宿泊費やブライダル費等に含まれる飲食売上、指名料・同伴料等の飲食売上以外の売上は除いてください。					= イ
					2022年1~3月(3か月間)の1日あたり売上高単価 1円未満の端数切上 円(税抜)

手順2: 支給額を計算しましょう。

- 【時短1】と【時短2】のうち、選択した方の枠内を記入してください。
 2/14(月)時点(要請期間中にあいスタを取得した場合は取得時点)で変更した場合は、両方の枠内に記入してください。
 あいスタ非認証店(その他の店)は【時短1】に記入してください。
- 時短協力日数は、合計で最大45日となります(豊根村は26日、東栄町は23日)。
- 【時短2】を選択できるのは、あいスタ認証店(かつ従前の営業時間が午前5時から午後9時を越えている店舗)のみです。

【時短1】
午前5時から午後8時までの営業時間短縮かつ酒類の提供を取り止めた場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円
 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

「ウ」の金額 × 時短協力日数① 日

= **★1** 円

【時短2】
午前5時から午後9時までの営業時間短縮(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)した場合

「ア」-「イ」の金額 × 0.4 = 円

→ 1,000円未満切上 → **ウ** 円
 ※20万円を超える場合は、200,000円(上限)

「ア」の金額 × 0.3 = **エ** 円
 ※1,000円未満切上

「ウ」または「エ」のうちいずれか低い方の金額 × 時短協力日数② 日

= **★2** 円

あいスタ認証店で、【時短1】と【時短2】を変更した場合は、★1の金額と★2の金額を足してください。

★1 円 + ★2 円 = ★3 円

「愛知県感染防止対策協力金(1/21~3/6実施分)」について(Q&A)

交付対象について

- Q1** 要請期間の全ての期間において、営業時間短縮等を行わないと協力金の交付対象になりませんか。
A1 2022年1月21日~3月6日の期間において、営業時間の短縮(休業を含む)等の要請に応じた日数分を交付します。営業時間短縮等の要請に応じていない日は、交付対象日数に含めることはできません。

当初に選択した営業時間と異なる営業時間で営業した日がある場合の1店舗1日当たりの交付額
 (中小企業のあいスタ認証店の例)

当初に選択した 営業内容	選択と異なる営業を した日の営業時間	選択した要請に 応じているか (理由)	協力金の額
【時短1】 営業時間: 午前5時~午後8時 酒類提供: 取り止め	午前5時~午後9時 (酒類提供午前11時~午後8時)	× (時短・酒類提供禁止に 応じていない)	なし
	午前5時~午後9時 (酒類提供禁止)	× (時短に 応じていない)	なし
	午前5時~午後8時 (酒類提供午前11時~午後8時)	× (酒類提供禁止に 応じていない)	なし
	休業	○ (時短・酒類提供禁止に 応じている)	3~10万円
【時短2】 営業時間: 午前5時~午後9時 酒類提供: 午前11時~午後8時	午前5時~午後8時 (酒類提供禁止)	○ (時短・酒類提供短縮に 応じている)	2.5~7.5万円
	午前5時~午後8時 (酒類提供午前11時~午後8時)	○ (時短・酒類提供短縮に 応じている)	2.5~7.5万円
	午前5時~午後9時 (酒類提供禁止)	○ (時短・酒類提供短縮に 応じている)	2.5~7.5万円
	休業	○ (時短・酒類提供短縮に 応じている)	2.5~7.5万円
(参考) 要請期間中を通じて休業した場合			3~10万円

- Q2** 午後8時までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後8時にすればよいですか。
A2 午後8時までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

- Q3** キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。
A3 テイクアウト※や宅配のみの店舗には、営業時間短縮等の要請を行っていないため、交付対象となりません。
 ※店舗で購入した持ち帰り向けの飲食物を店内・店外で飲食する場合も、協力金の交付対象外となります。

- Q4** コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。
A4 コンビニエンスストアには、営業時間短縮等の要請を行っていないため、交付対象となりません。

- Q5** 要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。
A5 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。ただし、定休日みの申請はできません。

- Q6** 要請対象期間中において、営業時間短縮ではなく、全期間休業しましたが、協力金の交付対象となりますか。
A6 従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業している店舗が、営業可能な状態にあって休業した場合には、協力金の交付対象となります。
 なお、この場合、中小企業の交付額は売上高に応じて1店舗1日あたり3~10万円となります。
 ※全期間休業する場合も、あいスタ認証店の認証ステッカーや「安全・安心宣言施設」のPRステッカー・ポスターの掲示が必要です。
 ※ただし、今回の営業時間短縮要請以前から休業している店舗等、営業実態が確認できない場合は、交付対象外となります。

- Q7** 要請対象店舗を複数持つ場合は、すべての店舗で要請に応じないと協力金の交付対象になりませんか。
A7 要請対象店舗は、全面的に営業時間短縮の要請にご協力をお願いします。
 なお、協力金については、協力いただいた店舗ごとに、要請に応じた日数分を交付します。

- Q8** 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。
A8 要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ、申請を行うことができます。なお、交付対象日数は、閉店前の期間において営業時間短縮等に協力した日数となります。

Q9 1月30日より新規開業する予定ですが、協力金の交付対象となりますか。

A9 営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業する予定で新規開業した場合には、対象となります。

Q10 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

A10 愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問わず交付対象となります。また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、事業主の住所は問いません。

Q11 要請期間中にあいスタの認証を取得しました。要請期間中に【時短2】(営業時間：午前5時～午後9時、酒類提供：午前11時～午後8時)に変更できますか？また、変更できる場合、協力金はどのようになりますか。

A11 認証を取得した時点で、【時短2】に変更できます。この場合、変更した日から、売上高に応じて1店舗1日あたり2.5～7.5万円(中小企業の場合)を交付します。

※1/21～2/13にあいスタ認証を取得した店舗で、認証時点から【時短2】に変更し、さらに2/14に【時短1】に戻した場合は、2回目の変更を2施設目として申請書に記載してください。要請に応じた日数の合計は、最大45日となりますのでご注意ください。詳細は、コールセンター又は申請サポート窓口へお問い合わせください。

Q12 今回の協力金を交付された場合、国の「事業復活支援金」は受給できますか。

A12 給付対象となり得ます。国によると、営業時間短縮要請に応じた月を対象月として「事業復活支援金」の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に参入した上で、「事業復活支援金」の給付要件を満たす場合は、協力金の対象となる事業者であっても給付対象となるとのことです。詳しくは、事業復活支援金WEBサイト (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu) をご覧ください。

申請額について

Q13 協力金申請額は、どのように算出すればよいですか。

A13 **売上高方式** 2019年、2020年又は2021年の1～3月(3か月間)の飲食事業の売上高※をもとに算出します。

売上高減少方式 2019年、2020年又は2021年の1～3月(3か月間)の飲食事業の売上高※と、2022年1～3月(3か月間)の飲食事業の売上高※の減少額をもとに算出します。

※飲食事業の売上高には、宅配・テイクアウトといった店外飲食の売上は含まれません。

その他、以下のような飲食事業以外の飲食売上についても、売上高から除く必要があります。

- ・まかない ・自家消費 ・宿泊に伴う飲食売上 ・婚礼に伴う飲食売上
- ・指名料 ・同伴料 ・コンパニオン費用 ・カラオケ代 等

Q14 飲食事業だけでなく、他事業も行っていますが、確定申告書の売上高をもとに算出してもよいですか。

A14 飲食事業のみ(宅配・テイクアウト等を除く)の売上高をもって算出してください。申請にあたっては、確定申告書だけでなく、飲食事業の売上が分かる売上帳簿を提出する必要があります(詳細はP5を参照してください。)

提出書類について

Q15 確定申告書及び売上帳等の帳簿の写しは、いつのものを提出すればよいですか。

A15 参照月(申請額の算出に用いた月)が含まれる年の確定申告書の写しと、参照月の売上が分かる売上帳等の帳簿の写しを提出してください。さらに、店舗の現況を確認するため、2021年11月～2022年1月における飲食事業の売上が分かる売上帳等の帳簿の写しも併せて提出してください。

(例1) 2020年1～3月の売上高を用いて、売上高方式により算出した場合

- ・2020年1～3月を含む年度の確定申告書の写し
- ・2020年1～3月の売上帳等の帳簿の写し
- ・2021年11月～2022年1月の売上帳等の帳簿の写し

(例2) 2021年1～3月と2022年1～3月の売上高を用いて、売上高減少方式により算出した場合

- ・2021年1～3月を含む年度の確定申告書の写し
- ・2021年1～3月の売上帳等の帳簿の写し
- ・2021年11月～2022年3月の売上帳等の帳簿の写し

あいスタ認証のご案内

愛知県内の飲食店で安全・安心に過ごしていただくための
第三者認証による感染防止対策の認証制度についてご案内します。



対象 県内の飲食店
※デリバリーやテイクアウト専門店等、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店は対象外



WEB申請サポート窓口のご案内

- ① **あいスタ認証コールセンター** 申請に関する相談を受け付けます。TEL:052-977-3655
受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)
- ② **愛知県商工会** 商工会地域の方は商工会にてWEB申請代行を受け付けます。 ※詳細は公式ホームページ

申請に必要な情報・写し

- 申請者情報** 申請者氏名、申請者のメールアドレス、電話番号
- 店舗情報** 安全・安心宣言施設受理番号(取得済みの場合のみ)、Go To Eat加盟店ID(加盟済みの場合のみ)、営業許可番号、営業許可有効期限、他
- 写し** 安全・安心宣言施設 PRポスター(取得済みの場合のみ/受理番号記載、認識できるもの)、営業許可証 ※照合のために必要となります。

飲食店感染防止対策50項目

※下記は、対策内容の大項目のみ記載しています。※飲食店感染防止対策50項目(全項目)は公式ホームページからご参照できます。

■基本項目(42項目)

- 1 利用者への周知事項(全8項目)
- 2 店舗環境・接客サービス(全5項目)
- 3 店舗・設備の衛生管理(全6項目)
- 4 感染防止対策責任者の遵守事項(全13項目)
- 5 条件付き項目(全10項目)

全ての基本項目に
取り組むことが
認証の条件となります

認証のための必須項目の他、感染防止対策の強化をアピールできる項目として、「プラス項目」を設定しております。(8項目)
プラス項目の満たした内容に応じて、該当項目の感染防止が徹底できている店舗として「プラス星」を与えます。

■プラス項目(8項目) **非接触(5項目)・換気(1項目)・従業員(2項目)**

詳しくは、あいスタ認証ホームページへ

あいスタ認証



お問い合わせ先/あいスタ認証コールセンター TEL:052-977-3655

受付時間:10:00~17:00まで(土日祝日含む)



協力金の “振り込め詐欺” “個人・企業情報の詐取” にご注意ください。

- 愛知県がATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

協力金の“不正受給は犯罪”です。

- 愛知県では、飲食店等の見回りを実施しており、営業実態のない店舗や、要請に応じず営業している店舗を把握しています。
- 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- 協力金の不正受給は犯罪です。逮捕者も出ております。くれぐれも適正な申請をお願いします。

必要書類送付先

※下記の宛先面を切り取って使用してください。 ※はがれないよう、しっかり糊付けしてください。
※切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。



〒460-8780 名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

愛知県感染防止対策協力金（1/21～3/6実施分）申請書類在中

差出人 住所

氏名